

住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「東日本大震災による被害を救済するための制度が現在でも存在していることを踏まえると、市町村が機械的に罹災証明書の新規発行の受付をやめてしまうことは不合理である。」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成26年12月12日に復興庁にあっせんし、27年3月25日に回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

住まいの復興給付金を申請する際には罹災証明書の添付が必要となっているが、罹災証明書の発行を行う市町村の多くは、東日本大震災から3年が経過した現在、震災との因果関係が不明確であることを理由に罹災状況の新規発行の受付を終了している。被災者の中には、罹災証明書が得られないため、住まいの復興給付金の申請を断念している者もいると聞いており、既に市町村が新規発行をやめ、罹災証明が受けられない者に対しても、申請可能な手段を検討してほしい。

(注) 本件は、茨城行政評価事務所が受け付けた相談である。

(あっせん要旨)

復興庁は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村に対して、受付の再開を要請すること。
- ② 東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村が受付を再開するまでの間、罹災証明書の交付を受けられない者からの住まいの復興給付金の受給申請に対応するための措置を講ずること。

(回答要旨)

復興庁から、あっせんの実現に向けて、次の措置を講じた旨の回答あり。

- ① 東日本大震災に係る特定被災区域等計223市町村に対して以下の2点を要請
 - i) 罹災証明書の新規発行の受付を終了している市町村に対する発行受付の再開
 - ii) 罹災証明書の新規発行の受付を行っている市町村に対する発行受付の継続
- ② 上記223市町村に対し、罹災証明書に代えて、復興庁が新たに定めた「住まいの復興給付金に係る家屋被害申出書」発行の要請



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 花田、原田

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>